

## 教育委員会会議の議事録（平成30年2月定例）

◆ 日 時 平成30年2月13日（火）午後4時から午後5時38分まで

◆ 場 所 上杉分庁舎 教育局第1会議室

### ◆ 出席委員

教 育 長	大 越 裕 光
委員・教育長職務代理者	吉 田 利 弘
委 員	齋 藤 道 子
委 員	加 藤 道 代
委 員	中 村 尚 子
委 員	里 村 正 治

### ◆ 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報 告 事 項
  - (1) 平成30年度教育予算案について
  - (2) 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における仙台市の概要について
  - (3) 要望事項への対応について
- 4 付 議 事 項  
第47号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について
- 5 閉 会

## ◆ 会議の概要

1 開 会

2 議事録署名委員の指名 中 村 委 員

3 報 告 事 項

(1) 平成 30 年度教育予算案について

(総務課長 報告)

### 資料にもとづき報告

里 村 委 員 資料「平成 30 年度教育予算案 重点施策の体系」を見ると、四つの基本的方向があるが、特に力を入れていかなければならないのは「地域・家庭」の施策であるコミュニティ・スクール検討委員会であると思っている。50 万 6 千円の予算が初めてつくようだが、検討委員会を立ち上げて充実した検討を重ね、平成 31 年度から具体的な施策を展開できるように、この平成 30 年度は我々教育委員会としても動かなくてはいけないのではないか。「学校教育」に関する施策は非常に充実した内容になっているが、それとの比較で「地域・家庭」の施策は非常に少ない。体系の 4 分の 1 を担っている観点からも、平成 30 年度はこの領域の具体的な施策についてまで議論ができるような運営をしていけたらと希望する。

学校教育部参事 本市ではこれまでずっと学校支援地域本部の拡充を目指してきたが、さらに学校運営に一定の権限を持ち、地域の方がより当事者意識を持って参画するような体制づくりに向けて、どのようなコミュニティ・スクールのあり方が望ましいかを検討委員会で検討する。また先進地というか、すでに取り組んでいる地域の視察等も含め、さらに情報を収集し、モデル校ということも視野に含めて具体的な検討を来年度しっかりと進めてまいりたいと考えている。

教 育 長 検討委員会を進めていく中で、31 年度の予算というのもだんだん見えてくるかと思うので、事務局でさらに具体的な検討をお願いしたい。

齋 藤 委 員 里村委員がおっしゃったように、確かに「学校教育」の領域の取り組みは非常に多く、しっかり予算を組んでくださっていると思う。スクールロイヤーにしても、それから特別支援教育推進にも予算をたくさんつけていただいた。また、拡充の項目も多く、非常に良い予算案であると思う。

それから、「地域・家庭」の予算案の概要を見ると、毎年あまり予算の伸びがなかった嘱託社会教育主事の活動支援についても今年度は伸びがあり、大きな飛躍があると思った。

教 育 長 資料「平成 30 年度教育予算案 重点施策の体系」では、「地域・家庭」領域の事業は、新規事業のコミュニティ・スクール検討委員会一つだけとなっているが、これは事業自体が一つという意味ではない。参考資料のほうに、「地域・家庭」領域の既存事業も載せているので、そちらも合わせてご覧いただきたい。

吉 田 委 員 いじめ防止対策推進のところで伺いたい。スクールロイヤーについては、学校においても法的な対応が必要な時代になったのだなということは感覚的に分かるのだが、実際に学校における必要性について、具体的にどういうことが起こっている

のか教えてほしい。

併せて、いじめ対策支援員というのが配置拡充されるが、いじめ対策としての校内巡回指導というのは、具体的にどのような形でなされるのかお聞きしたい。

学校教育部長

いじめ対応もそうだが、学校現場において児童生徒の在籍関係や保護者対応など、法的な部分で教員が対応するのはどうしても難しい部分がある。そのため、法的な対応が必要な場面で、躊躇してしまうとか、どう動いてよいか分からないということが見受けられる。そうしたときに、個別の事案への対応として、専門家の意見を聞くというのが、スクールロイヤーの目的の一つである。

また、具体的にはまだ詰めていないところであるが、特にいじめ対応について、子供たちに、いじめの法的な問題や、それがどのような結果につながっていくのかなどについて適切に教えていくこと、場合によっては教材づくりなどにも関わってもらいたいと思っている。

いじめ対策支援員であるが、これは昨年度から導入している事業で、校長経験者や警察のOBといった方々に学校現場、特に小学校に直接入ってもらい、授業や休み時間などの子供たちの状況を直接見てもらう。そして何かトラブルのようなものがあれば直接声がけをしてもらうなどの役割を担っていただいている。教員だとなかなか声がけが難しいような場面があるかと思うが、そこを支援員の方々に良いタイミングで直接声がけなどをしていただき、トラブルの未然防止にご協力いただいている。

教 育 長

いじめ対策支援員については、現在、10名で対応していただいているが、学校からもっと来ていただきたいという要望も多かった。幸い今回、倍増の20名分の予算がついたところである。

吉 田 委 員

先日の総合教育会議で、いじめ対策等検証専門家会議からの第一次提言について話し合いがなされたが、提言の後書きのところ、さまざまな施策について、有機的に組み合わせながら取り組むことが大切だというご指摘があった。まさに今、新しい施策が入り、従来のものが拡充され、たくさんの対応策が講じられてきている。それらが本当に有効に機能するためには、学校現場でも各施策をしっかりと関連させながら取り組むことが重要であり、教育委員会としてもそのような働きかけをしていかなければならないと、あらためて認識した。

加 藤 委 員

ただいまのスクールロイヤーの役割の説明で、子供たちに法的な考え方を教えていくというのは、大変進んだ取り組みであると思う。子供たちも市民の一人であるというところまでつなげて、総合的な観点から法律というものが世の中にあり、それを守っていく、あるいは法的な考え方とは何なのかというのを、小学生なり、中学生なりに学んでもらう。これは、当面はいじめ対策としてかもしれないし、個々の事案のときには、先生方も大変助かるものだと思うが、それを超えて大変大きな教育的意味があると思う。

教 育 長

これはいじめに特化しているわけではなく、学校ではほかにもいろいろな課題がある。そこに法律的なことがあるときにアドバイスいただくというのが第一義的なものである。資料にも括弧書きしているが、教員向け研修も可能であればやっていただく。そうすると、もう少し面的な広がりが出てくるかと思う。一つの学校の一つのケースだけのアドバイスということもあると思うが、やはり弁護士から教員向けに研修していただくと、より説得力がある。先ほどご説明したように教材を監修

してもらおうという場面もあるかもしれない。

スクールロイヤーの導入には、国の方で一部補助も考えているようであることから、そこにも手を挙げていく。まずは、制度を活用することで、我々にとってだけでなく、弁護士にとっても有効なアドバイスができるということになるので、このあたりはもう少し弁護士会と詰めていく必要がある。

中 村 委 員 スクールロイヤーについて、新規事業として予算をつけていただいた以上は、有意義な使い方をして、少しでも前に進め、結果を出せるようにしてほしいと思う。教育長のお話にもあったように、小学生、中学生向けだけでなく、先生方にも同じように学んでいただきたい。

また、以前の総合教育会議でも意見を述べたが、子供たちは外部の講師に対して、先生方に対するのとはまた違った意識で話を聞くので、法律の専門家をお呼びして、法律的な考え方についてお話いただけると良いなと思った。

もう一つ期待しているのは、SNSを活用したいじめの相談である。ただ、SNSの使い方をきちんとルール化して、横道にそれないような形で使っていただけるといいかなと思っている。

加 藤 委 員 35人以下学級の拡充についてだが、どんなものでも利点と不利な点、メリットとデメリットはあると思う。これを段階的に進めていくのと同時進行で、その点検もしてほしい。その時に、何らかの補完・補足が必要であるとなったときには、またこの35人以下学級をベースにして、そこに手を加えていくという形が必要と思う。

教 育 長 現在、中学校1年は35人以下学級だが、2年生、3年生では40人学級に戻るわけである。学校によっては、結果的に中2、中3でも35人以下の生徒数になっているところもあるが、明らかに人数が変わる学級があれば、そこはビフォー・アフターをしてみる必要がある。1年ですぐに結果が出るかどうかは分からないが、そういう従来の40人学級の場合と35人以下学級の場合とで、子供の立場からの比較と、教員側からの比較では、例えば子供と向き合う時間が増えたかなど、そういう検証が必要と思われる。数億の予算をかけるわけでもあるので、そこはしっかり検証していく必要があると思う。

里 村 委 員 今のお話と同様に、新規事業の進捗状況について、評価も含めてこの教育委員会でお話いただく機会を設けていただきたい。7月とか9月が終わってからでも良いが、35人以下学級の拡充や、先ほどのコミュニティ・スクールのこと、それからスクールロイヤーでは、どのぐらい相談があるか、あるいは先生方にどのように研修会を開いたか等々、中間報告的なものをしていただくとありがたい。

教 育 長 こういう新規事業の場合、その進捗は当然問われる。また、新年度の総合教育会議や、次の予算要求の時期になれば、新規事業の評価等について市長から確認される場面がある。教育委員会としても、新規事業の効果や課題について十分に把握をしていく必要があり、この場でも、年央の7月から9月のあたりでの経過報告や、さらには年度1年間の実績を報告することになると思う。事務局でもそのあたりを意識しておいてほしい。

(2) 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における仙台市の概要について  
(参事兼健康教育課長 報告)

## 資料にもとづき報告

齋藤委員 子供たちの運動能力等の結果が毎年上昇傾向であるのは、健康教育課をはじめ学校が意欲的に取り組まれていることの表れであると感謝している。

資料6 ページ、6の今後の取り組み(3)(4)に、「遊び」を通した運動の習慣化や、未就学児の保護者への啓発について書かれているが、このあたりが非常に大切であるとあらためて感じた。

遊びは、学びと並行して高めていかなくてはいけないものだと思う。遊びを通して人間関係が生まれ、思いやりなどの道徳心も育ていけると考えていたので、ここでもう一度遊びを見直すというのは非常に良い視点かと思う。そのためにも、6の(4)にもあるように、就学時健診や入学説明会の際の家庭への呼び掛けや、学校以外の地域でできるようなこともどんどんと考えていかなくてはいけないと感じた。良い結果がこのまま続いていくことが、学びにもつながると思っている。

吉田委員 齋藤委員がおっしゃったように、体力向上のための環境整備に努めてきたことが成果として表れたものの一つだと思うので、感謝したい。今後もその保持に努めていただきたい。

一つ教えてほしいのだが、資料には運動習慣に関する結果報告が載っているが、そのほか、生活習慣や食習慣の内容では、どのような調査項目だったのか。

健康教育課指導主事 体力の合計点とそれぞれとの相関関係という形になるが、一つは朝食について、「毎日食べている」「食べない日もある」「食べない日が多い」「食べない」の四つの項目で体力合計点はどのように変移しているかという相関関係も出ている。ちなみに、朝食を「毎日食べている」の合計点が最も高かったという結果になっている。そのほか、生活習慣に関して、就寝時間と体力合計点との関連を確認するための質問もあった。

吉田委員 相関関係については承知した。

私が気になったのは、生活習慣や食習慣については、別の調査でも聞いている。局内に多忙化解消プロジェクトというのができたと伺っているが、同じ内容を聞く調査というところで、子供たち、教職員、そして事務局にとっての負担になっていなければよいなと思った。こんなところにも多忙化解消の道があるのかなと感じた。

教育長 標準学力検査と一緒にしている生活・学習状況調査と少し重複感があるというようなところかと思うが、そのあたりについて、両課で情報交換し、重複するようなところについて、今のご指摘に沿うことができるかどうか確認されたい。

参事兼健康教育課長 一方の調査は国が実施する調査というところもあるので、先ほどのご提言も含めて調整させていただきたい。

教育長 私からも補足的にお話ししたい。資料6 ページの上に体格についての表があるが、中学校2年生男子の体重以外はすべて全国を上回っている。体格に関して、仙台市の児童・生徒は、昔から全国の上位にある。ところが、体力が伴っていなかったことから、体力向上を目指そうと現在まで進めてきた。震災のあたりで若干低下も見られたが、平成19年度以降、上昇傾向にあり、資料1 ページの下の表のように、小学校5年生、中学校2年生の男女ともすべて大都市平均を上回った。全国と比べると、女子はもう少しというところだが、差は小さく、射程範囲と言う感じである。

もう一つ。28年度から健康診断に、関節の柔らかさなどを測る運動器検診というものが入るようになったが、思いのほか体の硬い児童生徒が多い。柔軟性と運動能

力は密接である。例えば、小さいころに転んで、自分の体の守り方を覚えていくのだが、今の子供は転んだときに、手をつく前に顔面から落ちるといった話もある。先ほど、体格は立派だが体力が伴わないという話があったが、大きな体であればなおさら身を守っていく必要がある。運動能力はけがの防止、あるいは大きなけがにならないようにしていくことにつながる。体力向上は身体の危機管理にもなるし、体を使うことで学力向上にもつながっていくとも言われている。全国平均を上回ることでそれ自体が目標というものではないが、基本的にはその向上を目指していくこととして、現在、施策を進めているところである。学力だけでなく、体力もあってこそ健やかな体の育成につながっていくものと認識している。

中 村 委 員 6 ページの6(5)にある健康教育推進校というのは、どのように選ばれるのか。  
参事兼健康教育課長 3 年間にわたって、運動、食育、生活習慣の3分野に総合的に取り組んでもらうという前提で、各小学校、中学校に手を挙げていただき、その中から選定をさせていただいている。

中 村 委 員 若林区がとて多く、青葉区、宮城野区、泉区はちょっと少ないので、どのような選び方なのかと思った。立候補制ということで理解した。

参事兼健康教育課長 その推進校での取り組みを全市に周知するとしているが、どのように周知していくのかを伺いたい。また、(6)にパワーアップ仙台っ子プロジェクトの事例集とあるが、そういったものによる周知なのか、それとも各学校独自のやり方があるのか。

参事兼健康教育課長 一つは、健康教育推進校で行う公開授業を通じて、ほかの小中学校の教員が取り組みを確認していただいている。それから、各学校での取り組みについて報告書を出してもらい、それをまとめたものを印刷物として各学校に配布している。さらに、ご指摘の事例集をすべての学校に配布しており、研修会の際にそうした事例集も用いながらあらためて取り組み事例を紹介するといったことで周知をしている。

教 育 長 モデル校というやり方だと、どうしても限られた学校になるので、全学校に普及できるようにすることが大事である。

中 村 委 員 公開授業だけでは、来られない学校もあるので、報告書を出して各校に配布するというのはとても良いことだと思う。それを確実に皆さんの手に届くようにしていただければと思う。

教 育 長 運動を日常化することが基本である。苦しい運動は続かないので、遊びや楽しみながら運動をするという、特に小学生はそういう点があるかと思う。

参事兼健康教育課長 中学校になると部活動があり、体力・運動能力がかなり伸びていくという部分もある。ただ、学年や男女のグループごとに見ると、授業以外の運動時間が減っているところもあり、運動時間の確保というところが課題としてある。

参事兼健康教育課長 体力・運動能力は運動時間と比例する部分があると思うが、運動時間の確保という点で、学校なりに工夫していることはあるか。

参事兼健康教育課長 例えば授業と授業の間の業間休みや給食後の昼休みに、全校でこんなことをやろうと、あるテーマを子供たちに伝えて意欲をかき立てるといった取り組みをしている学校もある。

参事兼健康教育課長 それから、中学生になると、部活動もあるし、学習塾や習い事などもあり、生徒が自分の時間をなかなかとれないこともある。そういう点で、教員から生徒に、運動への意識を持ってもらえるような話をする、あるいは取り組みをするということがまず一つ大きなことかと思っている。引き続きそうしたことで、教職員への働き

かけや、学校への可能な限りの協力をお願いしてまいりたいと思っている。

### (3) 要望事項への対応について

(学びの連携推進室長 報告)

#### 資料にもとづき報告

教 育 長 全国学力・学習状況調査は全国の調査であり、また、私ども独自で行っている標準学力検査、生活・学習状況調査も必要性が認められるので今後も実施を継続していくということである。35人以下学級実現の要望については、結果として、今、市でもその予算案を出しているところであるので、これは進めてまいるところである。

吉 田 委 員 要望をいただいた団体からいくつかの指摘があるが、特に学力向上策としては、人的配置も含めたさまざまな施策について、これは我々としても取り組んでいるものの、やはり回答にあるように財源が限られている。要望にある、高学年の教科担任制とか中学1年生の少人数は本当にしてあげたいという思いはあるわけだが、予算化を考えたときに、今回は35人学級が中心になったところであり、徐々に良い方向へ予算編成を考えるしかないのかなと思う。

もう一つ。学力検査についてさまざまな指摘がされているが、下位層に対する扱いということで、学力検査の必要性もあると思う。学校ではもっと個別の対応が考えられるが、教育委員会としては全市的な対応を模索するゆえの一つの評価手段であり、大切な位置づけとして扱っていても良いと思う。

中 村 委 員 学力に関するこの二つの調査だが、子供たちの雰囲気を見ていると、それほど苦になっているような感じはしない。直前の学年で学んだことを自分はどれぐらいできているか、覚えているかを確認できるというところで良いと思う。

下位層対策については、これまで10年以上取り組まれてきたと思うので、ある程度の傾向は分かっていると思うが、どのように下位層の底上げを図ったら良いかという課題を今後考えていかなければならない。

基本や基礎がしっかりできてこそ、応用ができるようになると思う。理想ではあるが、やはりその基礎の部分をもどの子も同じぐらいのレベルになれるようにしていくというのが目安になるのではないかと考えている。

教 育 長 下位層対策のことで何かあるか。

学びの連携推進室長 新年度で考えているのは、例えば各学校では、つまずきが生じた子に対して放課後等に個別に指導しているところがあるが、職員だけではなかなか難しいところもあり、その部分について放課後等の学習支援をサポートする学習支援員の配置を考えており、予算案として出している。

このほかにも、今までの仙台市標準学力検査で蓄積された、つまずきの多いところの改善を図る指導案や改善事例集などがあるので、それをまとめて各学校にデータとして渡すことも考えている。

教 育 長 先ほどの予算案の資料、重点施策の体系の3ページ一番上に「放課後等学習支援」がある。算数は、3、4年生のところが最初のつまずきと言われ、ここでつまずくと次に進むのがなかなか難しくなる。そこで重点的に支援をということで新規に予算を組んだ。全学校でできるわけではないので、ここでの成果を各学校に普及し

ていくということである。3、4年生のつまずきを認識して取り組んでもらうことが、いずれ下位層の改善にもつながっていくのではないかとこのところである。

ただ、この下位層の課題は簡単に解決できるものではないので、今までより一層改善していく方向で進めていくことが大事かと思う。下位層を改善すると標準的な層が厚くなり、学校でも学びが進めやすくなるということもある。

齋藤委員 「『学力検査』に係る質問事項に対する回答について」の質問4の(3)、教職員の多忙化解消を図るというあたりだが、今回のこの教育予算でも打ち出しているように、施策の中で一番念頭に置きたいという気持ちがある。回答にある、各課の代表者からなる局内多忙化解消プロジェクト会議を開催しているということに、非常に進歩的なものを感じた。この局内多忙化解消プロジェクト会議ではどんな検討がされているのか内容を教えていただきたい。

次長 局内多忙化解消プロジェクト会議だが、本日午前中に3回目を開いたところである。国は働き方改革に関する総合的な方策の中間のまとめを出して、国が取り組むべきこと、教育委員会として取り組むべきこと、そして学校として取り組むべきこと等を整理している。今、文部科学省でもどういう取り組みを進めていくべきかを整理しながら進めているところである。

仙台市教育委員会としては、この間、いじめ対策としてさまざまに学校に課してきたものがあるので、それが過大な負担にならないように研修会等を減らしてきた。来年度についても、統合できるものは統合するなど研修を整理し、先生たちが学校を離れなければならない時間をできるだけ減らしていこうと考えている。人員の拡充に加え、そういう研修の削減や作成すべきさまざまな書類等の見直しの余地もある。中学校や高校の部活動のあり方についても検討しているところである。教育センター等、教育委員会も含めて、学校現場に直接伺っているいろいろなことをしていくことも考えており、教育委員会としてどういう形で先生方に打ち出していけるかというところを整理して、間もなく最終的なまとめにしたいと考えている。

教育長 最終的なまとめの段階に入るところであるので、教育委員の皆様にもご報告できるタイミングがあろうかと思う。

齋藤委員 先ほど吉田委員もご指摘されたように、取捨選択が必要なときに来ている。いろいろな視点から見て、優先すべきこと、少し置いておいても良いものというのを見えるようにしていくというのは、非常にすばらしいことであると思う。これからも検討をお願いしたい。

里村委員 一つ言葉の問題だが、「検査」という言葉にとっても違和感がある。仙台市の標準学力検査の対象は何なのか。

学びの連携推進室長 学習指導要領に示されている内容がしっかり身につけているかどうかを検査するために取り組んでいるものである。

里村委員 教師の教育の内容については「検査」というのは当てはまるかもしれないが、子供の教育の進捗状況について「検査」というのはなじまないように思う。素人の感覚かもしれないが、「調査」などというなら分かる。英語にするなら「リサーチ」であり、状況がどのようになっているのか調べるということである。「検査」というのは、良いか、悪いかのインスペクションであり、子供の成績について、程度の悪さを検査するというふうには受け止められかねない。

もう一つあるが、資料1別紙の「請願理由」に「『検査』は行政が『高度に競争

主義的な学校環境』づくりを施策として推進していることであり」とあるが、これをこの要望された方たちがどのように理解しているかを私なりに解釈すると、行政が検査という名前のもとで高度に競争主義的な学校環境づくりを施策として推進している、つまり、読み方次第であるが、高度に競争主義的な学校環境をちゃんとつくっているかどうかを検査しているのであるというふうに理解されている。そうだとすると、きちっとそうではないと反論すべきではないか。私の最初の質問と関係あるのだが、「検査」という言葉がおのずから与える影響があるのである。要望された方たちは、その「検査」という言葉が持つイメージをそのまま受け止めて、ここに書いてあるように高度に競争主義的な学校環境づくりを施策として推進しているというふうに思っているのではないか。いろいろなご意見があると思うが、そうであれば、はっきりとそうではないと言うべきだと思う。この回答はそこをはっきり否定していない。要望された方たちの寄って立っているところに対してきちっと反論する程度が弱いのではないかと思う。

学びの連携推進室長

仙台市標準学力検査は、学習内容がどの程度定着しているかを判断するという目的で行っている。「検査」という言葉についてだが、「標準学力検査」といって、学習指導要領に示された内容について、標準的な時間をかけて学んだことをどの程度把握できているかを一定の尺度のもと調べる検査が、一般に行われているところである。そういうところも踏まえ、「検査」という言葉が良いのか、「調査」という言葉が良いのかは今後検討を加えてまいりたいと思う。

また、今回この回答案を出すだけでなく、意見交流の場を設定している。その中でこちらの思いもしっかりと伝え、誤解があるのであれば、その誤解を解いてまいりたいと思っている。

教 育 長

「検査」という言葉について、里村委員から違和感があるというご意見だったが、文科省含め、どういう定義、使い方をしているのか、もう一度確認して検討するということで室長から説明があった。

2点目は、近々懇談の場があるということで、今の里村委員のご意見も踏まえて、我々はあえて過度な競争へ進めているわけではないというあたりをきちんと説明できるようにしておいていただきたい。

里 村 委 員

日本の教育ということで少し補足させていただくと、大学の教育でいえば、今、日本の大学はアジアの大学からどんどん追い抜かれている。アジアの大学上位100校の中にわずかしか入れない。そのことと小中学校の教育とを結びつけてはいけませんが、しかしベースに流れるのは、例えば中国の子供たちを見ていると、ものすごく競争の激しい教育をしている。そのかわり、どんな子供でも非常に良いところがあるから、音楽が上手な子供には音楽を伸ばし、運動が上手な子には運動を伸ばす。これはアメリカの教育でも一緒である。そういう意味で、少し議論が乱暴であるが、余りにも平等的な、非競争的な教育を続けることによって、将来の日本の子供たちはかえってハンディキャップを負うことにもなりかねないわけである。

この「請願書」に係るやりとりは言葉遊びになってしまう部分がある。「過度な競争」とあるが、「過度」ではいけないのは誰でも分かっている。しかし、我々が適切だと思っても、要望された方たちが「過度」と思っているそのギャップをどうするかが議論点であるので、過度だとの指摘に、過度ではないと返すのでは何の方向性も生まない議論になってしまう可能性がある。

したがって、この教育委員会がカバーしている高等学校も含めた教育について、長所を伸ばす教育をしていくという議論を向けて、画一的な平等的な教育を少し見直していくときなのではないかと思ったりもしている。話がそれているかもしれないが、この「請願書」と回答のやりとりの中に、今、私が申し上げた問題について真剣に取り組んでいかないといけない、そういう時代になったのではないかなというのを思ったので補足した。

加藤委員 「検査」という表記について、例えば先ほどの体力・運動能力は「調査」、全国のほうも学力・学習状況「調査」であり、一方で仙台市は標準学力「検査」であったということに、あまり気づかずにいた。もともとの趣旨や対象、そしてこの結果をどういうふうにするのかということなどを並べてみて、最も実態に近い言葉にするというのが大事であろうし、また、そこを丁寧にご説明していくことが大事かと思った。

それから、こうして要望や質問事項をいただくことで、結果的に繰り返しの回答になったとしても、回答を用意するという中に議論が生まれるので、大変ありがたいことだと思った。

教育長 「調査」と「検査」という言葉について、無意識に使っている部分もあるかと思う。そのあたりをあらためて確認していく必要がある。

また、里村委員がお話になった学力観の部分で、「過度な競争」「適正な競争」というのは確かに主観的なものであり、数字でここまでは適正である、ここから過度であると示しているわけでない。世界標準的なものも捉えながら、今後、皆さんと意見交換していくことの意味もあろうかと思う。そのあたりの材料を学びの連携推進室のほうでも集めていただきたいと思います。

#### 4 付議事項

##### 第47号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について

(人事課長 説明)

里村委員 職員の休憩時間が45分から60分になるわけだが、学校及び学校給食センターは今までどおり45分のみである。この状態で勤務時間が一本化されるということは、所定の労働時間が違うということか。

人事課長 休憩時間を除く所定の労働時間は全員7時間45分ということで、現在も変更後も変わりはない。

里村委員 そうすると、2種類あるということになる。同じように「職員」と呼んでいるわけだが、規定上は問題ないのか。

人事課長 市長部局の規定をほぼ準用する形で教育委員会の規定をつくっている。したがって、市長部局のこの勤務時間に関する規定が改正されると、おおむねその内容を準用する形になるが、一部、教育委員会独自の定めをしている部分や読みかえをする必要があるため、今回その読みかえが必要な部分についての改正を行うものである。

同じ「職員」というものに対して、2種類の勤務時間があるということについては、例えば学校職員については、その勤務時間について、具体的に時間を学校長が定めるという別の規則を持っており、そちらで読むことができるとなっており、職員のカテゴリー分けというか、そういうところはきちんとされている状況である。

教育長 出勤時間一本化のデメリットとしては、例えば地下鉄が混雑するとか、庁舎のエ

レベータの列が長くなるということは今までよりは出てくるかと思う。しかし、同じ勤務時間で職員が顔を合わせられることによる事務の効率化などの利点もある。

今回は全市的な統一の改正であり、教育委員会だけ別にする理由にはなかなか乏しく、こういう改正をお出しすることになったところである。

里 村 委 員 今の時代に逆行するような改正だという印象を受ける。子育てをしている方もいらっしゃるので、今は始業時間と就業時間をフレックスにして、例えば4時に退勤して子供を迎えに行けるとか、朝早く来たい人は8時からでもいいとか、そういう就業時間をものすごくフレキシブルにして、しかしコアの時間は同じということを大半の民間企業は検討しているので、もう少し働き方改革に沿ったような勤務形態を少し検討されたらどうかと思う。

教 育 長 おっしゃる点はそのとおりである。子育ての関係はまた別のルールがある。

人 事 課 長 補足をさせていただく。今回こちらに勤務時間を統一するのと合わせて、育児や介護などの事情を抱える職員が、7時間45分という勤務時間を変えることなく、始業時刻を早くしたり、遅くしたりできる制度も導入することとしている。これは運用の中で別途定めた上で実施することとしている。

教 育 長 そこがちょっと見えなかった。

里 村 委 員 それはこの就業規則の一部改正の中の補足説明事項として入れていただかなければいけないことではないか。これしかやらないというふうに私は理解しているので、誤解が生じてしまう。この議案はそのまま生かす形でも、補足説明をきちんとつけて、別の機会に示していただけたらと思う。

教 育 長 事務局、よろしいか。そこは具体的に説明するようにはしていただきたい。

原案のとおり決定

5 閉 会 午後5時38分